

上越市議会基本条例 改正案

下線部分が改正箇所

改 正 案	改 正 前
<p>(前文) 地方分権・地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、(以下略)</p>	<p>(前文) 地方分権_____改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、(以下略)</p>
<p>(市民参画及び協働) 第8条 略 2～4 略 5 <u>議会は、重要な条例の制定、改正又は廃止並びに政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</u> (追加) 6 <u>議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。</u> (追加)</p>	<p>(市民参画及び協働) 第8条 略 2～4 略</p>
<p>(政策等の形成過程の説明要求等) 第12条 略 2 <u>議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。</u> (追加)</p>	<p>(政策等の形成過程の説明要求) 第12条 略</p>
<p>第8章 <u>政治倫理並びに議員の身分及び待遇</u> (議員定数) 第27条 <u>議員の定数は、別に条例で定める。</u> 2 <u>議員の定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮したうえで、提案しなければならない。</u> (追加)</p>	<p>第8章 政治倫理_____</p>
<p>(議員報酬) 第28条 <u>議員の報酬は、別に条例で定める。</u> 2 <u>議員の報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分に考慮したうえで、提案しなければならない。</u> (追加)</p>	
<p>(最高規範性) 第29条 略 2 略</p>	<p>(最高規範性) 第27条 略 2 略</p>
<p>(見直し等) 第30条 略 2～3 略</p>	<p>(見直し等) 第28条 略 2～3 略</p>

